

X線透視診断装置の保守仕様書

地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立足柄上病院における X 線透視診断装置（機種名）に係る保守点検業務の仕様は次のとおりとする。

1. 対象装置

- ・ X 線透視診断装置 本体（機種名） 一式

<構成内容>

(1)	透視撮影台	1 式
(2)	X 線高電圧装置	1 式
(3)	X 線管装置	1 式
(4)	検出器	1 式
(5)	遠隔操作卓	1 式
(6)	近接操作卓	1 式
(7)	モニタ	1 式
(8)	画像処理装置	1 式
(9)	画像保存	1 式
(10)	ネットワーク	1 式

2. 契約期間

検収日 1 年後から 5 年間

(ただし、検収日から 1 年間は無償保守期間とする。)

3. 実施場所

神奈川県立足柄上病院

4. 保守の内容

- (1) 医療機器の正常な運転を維持するために必要な調整部品交換及び定期保守点検を点検記録表に基づいて実施する。
- (2) 保守点検業務の結果、部品の交換が必要であると判断した場合は、直ちに報告し対応について調整を行う。
- (3) 不時の故障等により病院から連絡を受けた場合には、直ちに技術員を派遣して装置を復旧させることとし、その費用は本契約に含まないものとする。
- (4) 保守点検業務を実施したときは、報告書を提出する。

5. 保守の範囲

次の各号の一に該当する保守、修理及び部品の供給等は、この契約に含まない。

- (1) 機器の仕様変更による改造組替作業及び部品代
- (2) 機器の全分解点検及びオーバーホール等の作業及び部品代
- (3) 消耗品及び部品代
- (4) 天災その他不可抗力により生じた損傷の修理

6. 交換部品の処理

保守又は修理作業において交換された部品等は全て受注者が適正に処理する。

7. 点検時期

年 2 回以上とし、土曜日、日曜日、祝日に実施すること。

8. その他

- (1) 実施にあたっては事前に当院と十分に調整すること。
- (2) 業務の実施にあたっては十分に注意すること。
- (3) 業務終了後は、保守点検報告書を提出し発注者の検査を受けること。

以上